

保育士の資格取得を目指す社会人の方へ  
--- 学費等の一部が給付されます ---

生活学科こども学専攻が、専門実践教育訓練給付制度厚生労働大臣指定講座として認定されました。本人が教育訓練施設(本学)に支払った教育訓練経費(学費等)の一定の割合額(上限あり)がハローワークから支給されます。

1 対象者

- ① 社会人入学試験第Ⅰ期または社会人入学試験第Ⅱ期により、生活学科こども学専攻に合格した者
- ② 2年間で保育士となる資格を取得し卒業した者
- ③ 雇用保険の被保険者又は被保険者であった者のうち一定の要件に該当する者

2 手続き

専門実践教育訓練給付金の受給を希望する場合、受給資格の確認申請等、所要の手続を受講開始日(入学式)の原則1か月前までに終えておく必要があります。

入学式の期日は、合格通知に同封した入学手続資料でご確認ください。

3 給付の概要

- ① 一定の条件を満たした受講者本人が専門実践教育訓練実施者に対して支払った教育訓練経費の5割に相当する額をハローワークから支給されます。
- ② 資格を取得し、受講修了日の翌日から起算して1年以内に雇用保険の被保険者として雇用された場合又は雇用されている場合、教育訓練経費の70%に相当する額として全支給単位期間に係る教育訓練経費について改めて計算を行い、教育訓練経費の50%に相当する額として支給した額の差額分が支給されます。

〔 お問合せ先 〕  
教務課